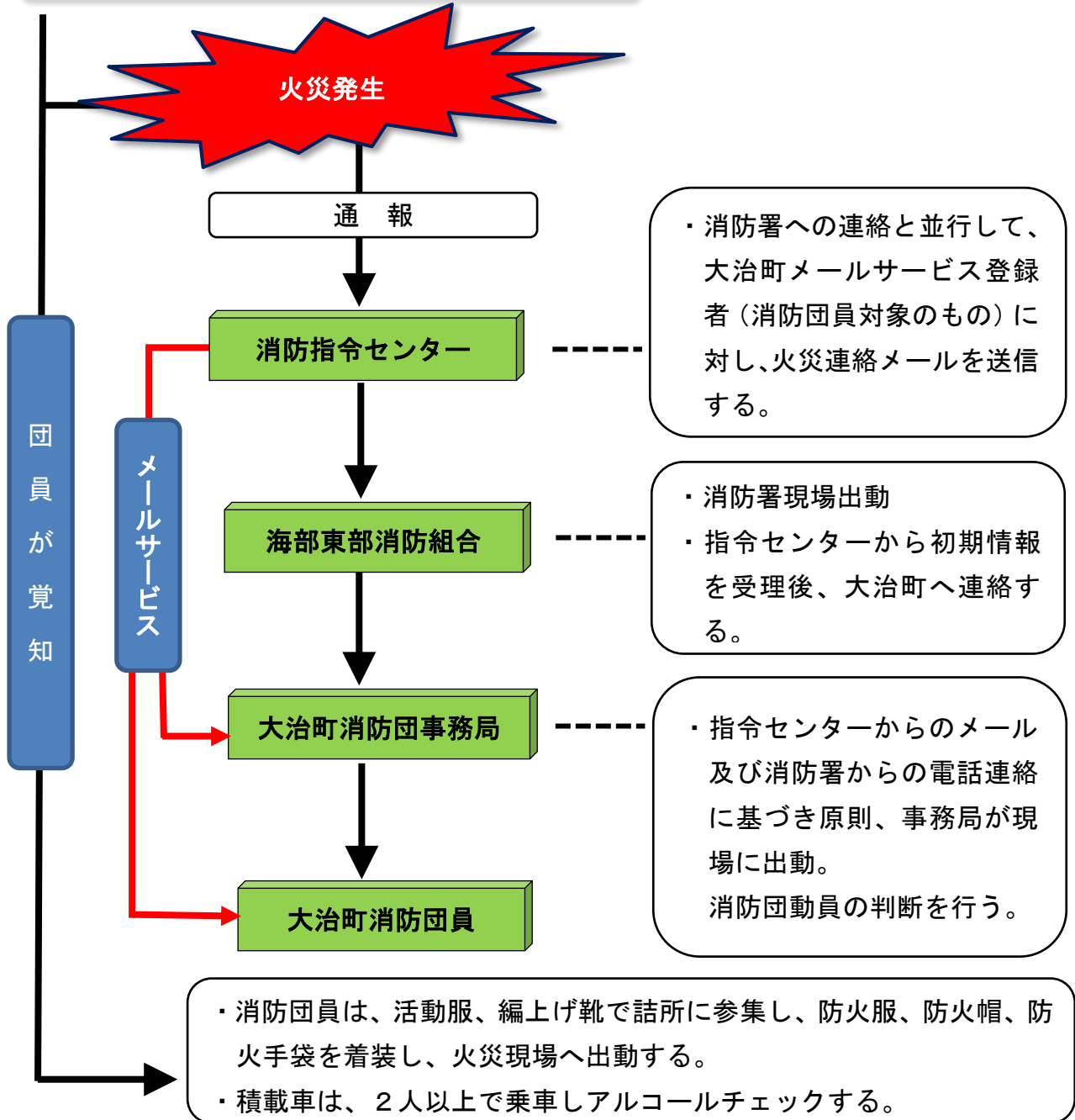


# 第1編 火災編

## 第1章 個々の行動手順（基本パターン）



### 《団員が火災を覚知した場合》

119番通報し、通報者は現場に滞在し、火災現場の状況を確認するとともに可能であれば炎上中の建物関係者（家族、隣人など）に接触し、建物内に取り残されている人数や家族構成を聞いて現場に到着した海部東部消防署に伝える。

※現場活動の流れについては、状況によって異なる場合がある。

## 第2章 具体的な行動手順

### 1 出動基準 出動基準は次のとおりとする。

#### 【出動基準】

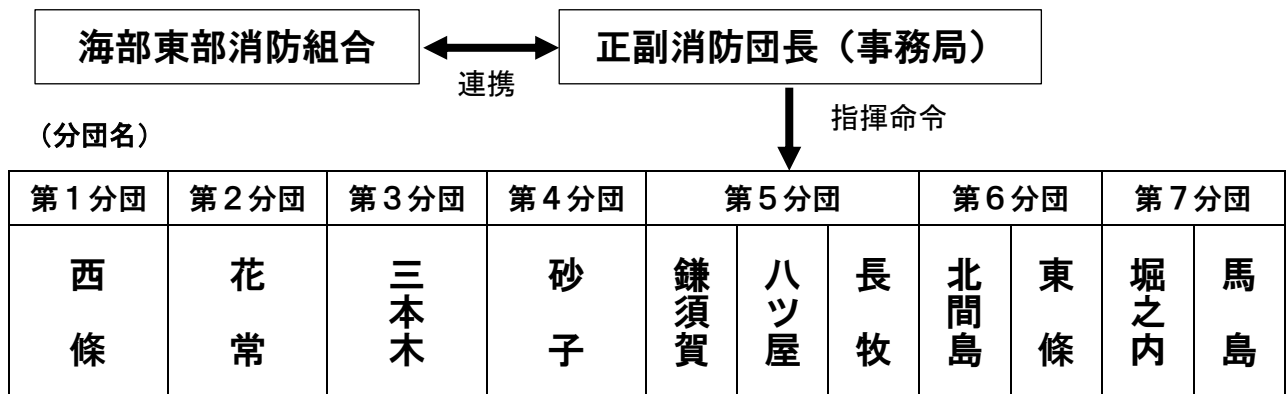
区 分	出動区域	出 動 基 準
第1出動	管轄区域内	火災覚知と同時に当該火災現場の区域を管轄する分団が出動する。 現場到着後は、消防団長の命令によりその任務に当たるものとする。
第2出動	管轄区域外	火災の規模や団員の参集状況等により管轄区域外の分団の出動が必要なときは、消防団長の命令を受けた分団が出動する。 現場到着後は、消防団長の命令によりその任務に当たるものとする。

※町外での活動を行う場合は、消防長又は消防署長の命令があるときに限る。

#### 【管轄区域】

分 団	管轄区域
第1分団	西條・中島
第2分団	花常
第3分団	三本木
第4分団	砂子
第5分団	鎌須賀・八ツ屋・長牧
第6分団	北間島・東條
第7分団	堀之内・馬島

## 2 指揮命令系統



## 3 指揮伝達方法

火災情報の伝達並びに情報共有のための通信手段は、通信機器等を効率よく活用する。

## 4 招集の流れ

火災覚知により、事務局が、正副団長及び管轄区域の分団長を招集する。連絡を受けた管轄区域の分団長は、所属団員を招集する。

## 5 現場到着したら

団長の元へ向かい、人員報告を行うと共に火災状況の把握を行う。

その後、団長から活動指示を受け、正副分団長または最上級団員の指揮の下、活動する。

※正副消防団長が不在の場合は、海部東部消防組合指揮本部へ向かい、人員報告等を行い、活動指示を受ける。

## 6 出動時の留意事項

- (1) 防火服、防火帽、防火手袋を着装して、消防団積載車に2人以上が乗車し、出動旗を掲げて出動する。
- (2) 車庫から出動するときは、アルコールチェックを実施し、誘導員を配置、歩行者や一般車両に注意喚起し、安全を確認する。

### 《積載車走行上の留意事項》

- (1) 火災出動時には、前照灯と赤色回転灯を点灯し、サイレンと警鐘を吹鳴する。
- (2) 赤信号の交差点通過時には、原則として交差点に進入する直前において一時停止する。なお、信号機の無い交差点、T字路、一旦停止場所等においても同様とする。
- (3) サイレンを鳴らしていても、他の車両は直ちに道を譲らないことが多いため、優先通行権を過信してはならない。

- (4) 一方通行を逆進入する場合は、安全確認の上、徐行に近い速度とする。
- (5) 高さ・重量制限等のある区域を通行する場合は、物理的に通行可能か確認してから通行する。
- (6) 拡声機等を積極的に活用し、車両や歩行者に注意喚起する。
- (7) 火や煙が見えると、それに気をとられ注意力が欠落しやすいので、運転者はもちろん全員で絶えず周囲の状況に注意し走行する。

## 7 消防水利使用時の留意事項

- (1) 消防水利使用時は、吸水活動、ホース延長、資機材搬送等の行動が競合し、衝突する危険があるので、他の団員の行動に注意する。
- (2) 吸管伸長時は、消火栓等に結合したら必ず吸管が落下しないようロープ等で固定する。
- (3) 消火栓、貯水槽、防火水槽等の水利に通行人などが転落する危険性のあるときは、安全コーンなどで表示し、注意喚起のため団員を1人以上配置する。
- (4) 河川等転落の危険のある水利は、ロープ等で身体の安全を確保して吸管投入等の作業を行う。

## 8 ホース延長時の留意事項

- (1) 手びろめ延長時は、管そう、結合金具の落下による破損に注意し、延長したホースに足を引っ掛けて転倒しないように注意する。
- (2) ホース背負器を使用してホース延長する場合は、ホース背負器を背負う前に、引っ掛かりがないか十分確認すること。また、自らホース延長状況を確認できないため、できる限り補助者をつける。
- (3) 軒下等は落下物等の危険があるので、火災建物と平行とならないよう延長する。
- (4) 塀等を乗り越え延長するときは、2名以上の団員が協力し積載のはしご等を活用する。

## 9 送水時の留意事項

- (1) 機関員は、放水員が放水位置までに時間を要する場合又は確認できない場合は、「放水始め」の伝令を待って送水する。
- (2) 予備送水は、筒先位置が確認できる場合とし、いつでも停水できる態勢で送水する。
- (3) 見通しのよい場所でも、はしご等を利用し高所へホースを延長しているときは筒先員の放水態勢が完了してから送水する。
- (4) ホース結合状況を確認して余裕ホースをとり、放口は徐々に開放する。

## 10 屋内進入時の留意事項

- (1) 進入前に上部を確認し、瓦等の落下しやすい物があるときは、周囲の団員等に注意を促し、とび口やストレート注水で排除してから進入する。
- (2) 送水前の筒先進入は、内部進入し過ぎないようにする。また、送水前の筒先は放置しない。
- (3) 階段、敷居、段差等でのつまずき、踏みはずし及び踏み抜きに注意し、足元を確認しながら進入する。特に夜間は照明器具を活用する。
- (4) 延長したホースは、転倒の危険があるため踏まない。
- (5) 石造、レンガ造の建物は、構造材に鉄筋等が使われていないため、一部が崩れると、燃えていない部分まで一挙に倒壊する危険があるので不用意に進入しない。
- (6) 木造、防火造の店舗等は、外観上は堅固に見えるが、内部の柱や木ずりが燃焼すると一挙に倒壊する危険があるので、内部の燃焼状況に配意し、確認した後に進入する。
- (7) 化学薬品工場等には、各種薬品槽があるので、不用意に進入しない。
- (8) 建物上階部分へ大量放水を行った場合、建物上階が水の重みで崩落する危険があるため不用意に進入しない。

## 11 高所進入時の留意事項

- (1) 積載はしごを架ていする基底位置は、平坦でかつ堅固な場所を選定する。
- (2) はしごの架てい角度は75度とし、窓等の開口部に架ていするときは、主かんを窓枠、柱に寄せて横振れ等を防止する。
- (3) はしごを登降するときは、下部ではしごを支持するか、先端をロープ等で固定する。
- (4) はしご上で放水や破壊作業をする時は、命綱で身体の安全を確保し、作業姿勢を安定させる。
- (5) 他分団が架ていたはしごは無断で移動しない。
- (6) 窓等の開口部から進入するときは、窓枠や足場の強度を確かめてから進入する。
- (7) 屋外から窓等を開放するときは、側方に位置し徐々に行う。
- (8) スレート屋根や塩化ビニール等の屋根上でやむなく活動するときは、厚板やはしご等で足場を確保するほか梁又はさん(ビス止め部分)の上を歩くようにする。

## 12 筒先部署での留意事項

- (1) 倉庫や工場等の収容物の集積場所では、荷崩れが発生しやすいので、安全な距離をとる。

- (2) 木造、防火造建物は、床抜けの危険があるので、部屋の隅や窓際等で行動する。必要によりはしご等で足場を確保する。
- (3) 屋根上で注水するときは、ホースを棟上で蛇行させてホースのずれ、転落を防止する。また、積雪、凍結している屋根には登らない。やむを得ず登る場合は、ロープ等で転落防止措置を行う。
- (4) 柱、梁等に鉄骨材を使用している建物は、熱に弱く変形するので注意する。
- (5) モルタル壁体やパラペット等は、火災初期から中期でも倒壊の危険があるので、倒壊が予想される場合は、ロープ等で危険区域を設定し、立ち入りを禁止する。

#### 《パラペット》

建物の屋根や屋上に設けられた外壁と屋根の境界にある立ち上がり部分のこと。

### 13 注水活動時の留意事項

- (1) 反動力による転倒を防止するため筒先の開閉は徐々に行い、筒先の保持は、できる限り2人以上で担当し、安全を確保する。
- (2) 高圧注水時に筒先を離すと水圧で筒先が暴れて負傷する危険があるため、高圧注水で反動力に耐えられないときは、噴霧注水とするか、壁体等の工作物で身体の体勢を確保する。やむを得ないときは、筒先ノズルを閉じ、その旨を機関員に伝え圧力を下げさせる。
- (3) 注水時の火煙等の吹き返しの危険を避けるため注水するときは、開口部の正面を避け、姿勢を低くし側方から行う。
- (4) 熱せられた壁体やシャッターに注水した水が、熱気・熱湯になりはね返る危険があるため、注水は噴霧等を適宜用いて行う。
- (5) 化学薬品工場等にある各種薬品槽、焼き入れ炉等にストレート注水を行う場合は、薬品槽内の液体や焼き入れ炉内の溶解物がはね返って受傷する危険があるため注水は噴霧等を適宜用いて行う。
- (6) 防火造建物の劣化（モルタルの亀裂、ふくらみ）が激しい場合は、注水することで一部が崩落する危険があるため状況により行動を規制する。
- (7) 神社仏閣等の建物は、庇部分が長く出ており、屋根材が回廊部分に落下しやすいため、回廊部分の通行や車両の駐車は避ける。

## 14 破壊作業時の留意事項

- (1) 開口部を設定する場合は、内部進入している隊と連絡をとってから行う。
- (2) ガラスを破壊するときは、とび口等を活用し上部から徐々に破壊する。窓枠のガラス片は完全に除去する。
- (3) 高所で破壊をするときは、命綱で身体の安全を確保する。破壊物は、落下させないよう注意し、落下危険周囲にはロープ等で明示し、団員等の進入を規制する。
- (4) トタン板の剥離作業は、とび口等を活用し、手足等の切創等に注意し実施する。
- (5) 大ハンマー、オノ、とび口等を使用するときは、周囲の安全を確認してから行う。
- (6) 冷蔵倉庫のような気密性の高い火災室の扉や窓を不用意に開くとバックドラフト現象が起こる危険性があるので注意する。

### 《バックドラフト現象》

火災室が締め切られた状態の時、室内が酸素欠乏となり炎が消えたり、炎の勢いが弱まることがある。この時、窓や扉を開放することで、酸素が流入し発生する爆発的な燃焼現象のこと。

## 15 交通誘導・消防警戒区域設定時の留意事項

- (1) 火災時は、消防車両が路上駐車することとなるため、交通誘導を行うよう必要な人員を確保する。
- (2) 交通誘導を行う際には、交通事故防止等に留意しながら実施する。
- (3) 消火活動において関係のある人以外の立入を禁止又は制限し、一般の人達が二次災害を受けないよう、立ち入り禁止テープ又はロープ等を使用し消防警戒区域を設定する。

### 《消防法28条 消防警戒区域の設定》

火災の現場においては、消防吏員又は消防団員は、消防警戒区域を設定して、総務省令で定める者以外の者に対してその区域からの退去を命じ、又はその区域への出入を禁止し若しくは制限することができる。

## 16 残火処理時の留意事項

- (1) 疲労や緊張弛緩から注意力が散漫になるので、適宜交替や作業分担を行って、疲労の軽減を図り注意力の持続を図る。
- (2) 屋根等の高所で活動するときは、下方及びその周辺の活動を規制する。
- (3) モルタル亀裂・ふくらみ等や柱等の焼け状況から崩落のおそれがある場合は、強制的に落下させるかロープ等により立ち入り禁止措置をとる。

- (4) 放水した水が凍結し、滑り易いときは姿勢を低くし小股で慎重に歩く。
- (5) とび口等で作業を行う場合は周囲に作業スペースをとるなど二次災害を起さないよう留意する。

## 17 引揚げ時の留意事項

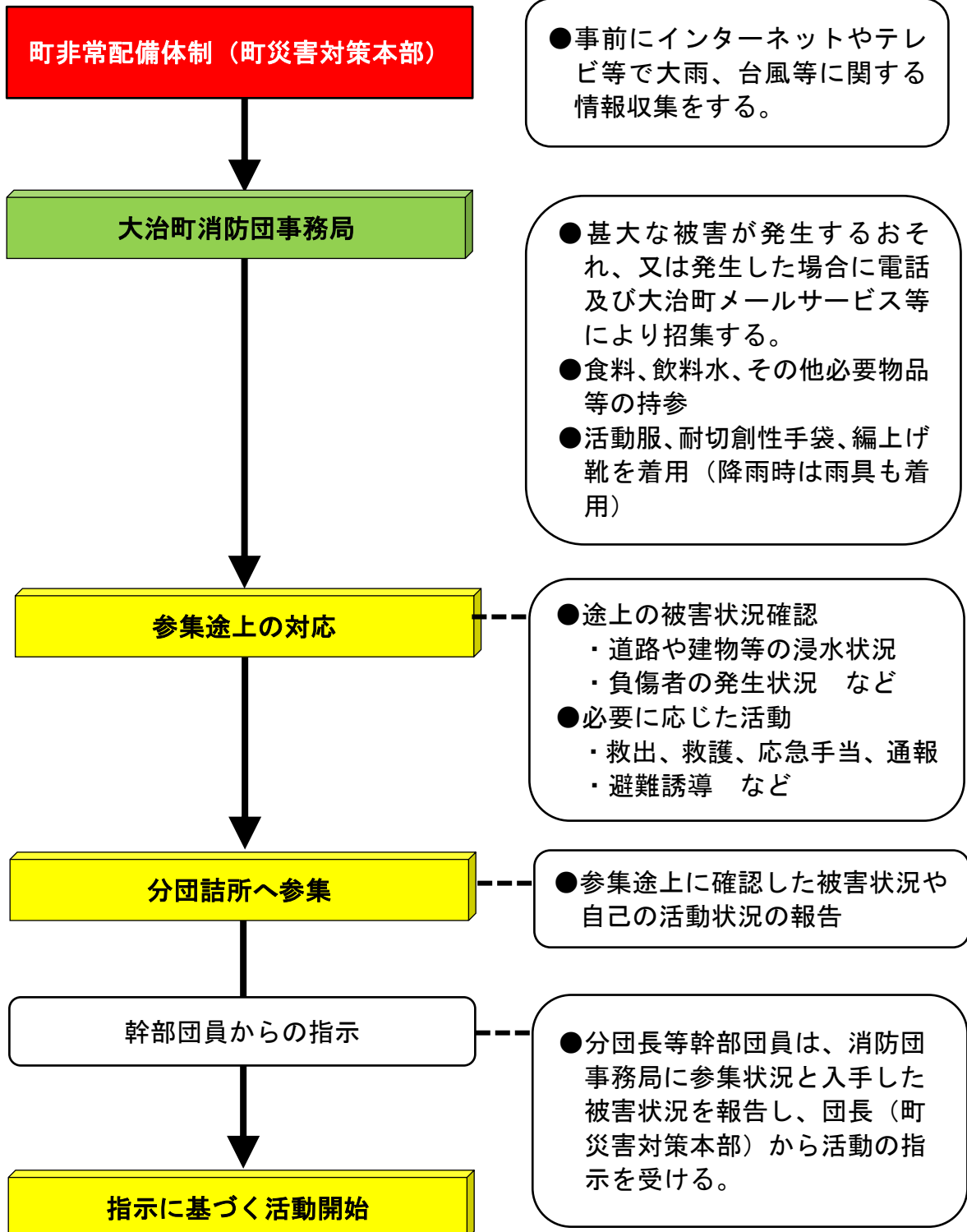
- (1) 現場で使用した資機材を撤収し、走行中落下しないよう確実に積載する。
- (2) 使用した水利の確認。使用した防火水槽の注水や蓋の確認は必ず行う。
- (3) 疲労等から走行中に信号の見落とし等のないよう、随時要所で呼称による確認を行うなど注意力の持続に努める。
- (4) 帰隊後は直ちに資機材の積み替えを行うとともに、使用したホースの洗浄、可搬ポンプの放口、吸口、放口コック等を確実に閉鎖するなど次の出動に備える。

## 18 活動報告書の提出

- (1) 分団長は火災に出動したならば、「様式第1 分団員火災出動報告書」により出動した日時、場所、人員等の情報を消防団事務局（役場防災危機管理課）へ報告する。

## 第2編 風水害編

### 第1章 個々の行動手順（基本パターン）



## 第2章 参集までの具体的な行動手順

### 1 参集時期

#### 【町災害対策本部配備基準及び消防団員参集の目安】

区分	配備時期	町職員配備要員	消防団参集の目安
第一非常配備	1 災害が発生するおそれがある場合で、次の予警報のいずれかが大治町に発表されたとき。 ○ 注意報 大雨・強風・洪水 ○ 氾濫注意情報 木曾川・庄内川・新川・五条川・福田川 2 上記以外で、町域に災害が発生するおそれのある場合又は小規模の災害が発生した場合で、町長が必要と認めるとき。	各課の所要の職員及び宿日直者	招集なし
第二非常配備	1 準備態勢 小規模災害が発生するおそれがあるとき、又は小規模の災害が発生したとき。 また、次の予警報のいずれかが大治町に発表されたとき。 ○ 警報 大雨・暴風・洪水・暴風雪 ○ 氾濫警戒情報 木曾川・庄内川・新川・五条川・福田川 2 警戒態勢 相当規模の災害が発生するおそれがあるとき、または相当規模の災害が発生したとき。 3 上記以外で、町域に相当規模の災害が発生するおそれのある場合又は相当規模の災害が発生した場合で、町長が必要と認めるとき。	町災害対策本部の各部及び班の所要の人員	正副消防団長の参集  団長の招集判断のもと必要に応じ各分団長へ電話または大治町メールサービスにて招集  ※避難指示等の対象区域分団
第三非常配備	1 特別警報が発表されたとき。 2 上記以外で、町域に大規模な災害が発生するおそれのある場合又は大規模な災害が発生した場合で、町長が必要と認めるとき。	町災害対策本部の人員  ※全職員	団長の招集判断のもと各分団長へ電話または大治町メールサービスにて招集 ※全消防団員

※各分団長への電話・大治町メールサービスにより参集指示がされる。

### 【服装等】

- 活動服、雨具、耐切創性手袋、編上げ靴など。  
消防団被服を着用できない場合は、肌を露出させないなど極力、安全性・活動性を考慮した服装とする。
- ※ 浸水時、長靴は活動の支障になるため控える。
- 情報収集・伝達のため、ラジオや携帯電話などの持参
- その他（タオル、懐中電灯、メモ帳・筆記具、着替え、防寒衣など）  
※ 参集に備え、日ごろから準備をしておく。

### 【参集場所】

- 正副消防団長・・・町災害対策本部（役場庁舎）
- 他団員・・・各分団詰所

## 2 参集途上での活動

### 【情報収集、被害状況把握】

- 交通の状況（道路交通障害、道路冠水 等）
- 建物、構造物の状況（床上床下浸水、強風等による損壊 等）
- その他必要事項

### 【災害対応】

- 通報・駆込み等による消防署等の出動要請
- 必要に応じ、避難情報の広報、避難誘導、救出、応急手当
- その他

## 3 参集場所に到着

- 参集状況、詰所の損壊状況の報告……………様式第2 参集者名簿
- 家族の安否や自宅の損壊状況の報告……………様式第2 参集者名簿
- 参集途上に把握した情報の報告……………様式第3 状況報告書＋地図
- 参集途上で活動した場合の報告……………様式第4 災害活動報告書
- 活動拠点が被災により使用不能な場合は、代替活動拠点への移動
- 必要に応じた通報（関係機関への出動要請）

## 第3章 参集後の具体的な行動手順

### 【班編成及び行動】

- 正副消防団長は、町災害対策本部員として、参集する。
- 各活動は、町災害対策本部からの活動要請により行うこととなるが、各分団の班編成は、参集状況（人数）や災害の規模・状況を考慮しながら、分団長等の裁量により柔軟に対応することも想定する。

（想定する班編成）

警戒活動班・水防活動班・救助活動班・広報活動班・避難誘導班

#### 1 警戒・監視活動

- 河川水位の上昇は、避難判断の重要な目安であり、氾濫のおそれがあるため、河川を有する区域の分団にあっては、水位上昇や堤防（のり面等）の損傷に注視する。
- 警戒・監視活動は、危険を伴うおそれがあることから、団員相互に安全管理を図るよう徹底する。
- 警戒、監視中に、河川水位の上昇（資料参照）や被害が発生するおそれ又は被害の発生を確認したときは、直ちに町災害対策本部に連絡するとともに、通行止め等できる限りの応急措置を実施する。

#### 2 水防・救助活動

- 積載車の駐車位置は、活動、避難等の支障にならない場所を確保する。
- 各分団は、集合時並びに作業終了時には人員の点検を行う。
- 各分団は、通信機器による通信担当者を指定し、町災害対策本部に情報伝達を円滑に行う。
- 夜間においては、積載車の照明器具、投光器、発電機等を使用して活動にあたる。
- 団員相互に安全管理を図り、危険と判断した場合は、その場から退避し作業事故防止と二次災害発生防止に努める。
- 水防活動資機材については、水防倉庫等から調達し、不足による必要な資機材は、町災害対策本部に連絡し早めに確保、運搬に努める。

### 3 広報活動

- 町災害対策本部からの要請により、各分団の積載車で「高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保」等周知のための広報活動を実施する。
- 運転者の他、アナウンスする団員を含む2名以上が乗車する。
- 広報時の車両は、安全を確認した上で、停車又は徐行に近い速度でアナウンスする。
- アナウンスは車載拡声器でゆっくり、はっきり、大きな声で行う。

#### 《広報文例》

##### **高齢者等避難広報 警戒レベル3**

こちらは、大治町消防団です。

〇〇川が増水し氾濫する恐れがあります。

次の地区に警戒レベル3 高齢者等避難を発令しました。

大字〇〇、〇〇、〇〇、…

危険な場所にいる方で、高齢者や避難に時間のかかる方は、安全な場所に速やかに避難してください。

現在、開設中の避難所は、〇〇、〇〇、〇〇、…です。

##### **避難指示広報 警戒レベル4**

緊急放送！緊急放送！こちらは、大治町消防団です。

〇〇川が増水し氾濫する恐れが高まりました。

次の地区に警戒レベル4 避難指示を発令しました。

大字〇〇、〇〇、〇〇、…

危険な場所にいる方は、避難場所等の安全な場所に今すぐ避難してください。

現在、開設中の避難所は、〇〇、〇〇、〇〇、…です。

##### **緊急安全確保広報 警戒レベル5**

緊急放送！緊急放送！こちらは、大治町消防団です。

〇〇川が増水し既に堤防を越え氾濫が発生している恐れがあります。

次の地区に警戒レベル5 緊急安全確保を発令しました。

大字〇〇、〇〇、〇〇、…

命の危険が迫っているので、直ちに身の安全を確保してください。

少しでも高い場所に移動してください。

#### 4 避難誘導

- 避難者には、避難すべき理由（危険の状況）、経路及び避難先を伝達する。
- 付近住民と協力しながらできるだけ早めに集団避難するようにする。
- 客観的に判断して早い段階で災害が発生すると認められる地域内居住者を優先するよう努める。
- 誘導にあたっては、危険と思われる経路は避け安全に避難できるよう努める。
- 夜間においては、照明器具、誘導ロープ等を効果的に活用する。
- 避難者に対し過重な携行品は除外するよう指導する。（携行品は、必要最小限の食料、衣料、日用品、医薬品、貴重品等とする。）  
※洪水時に歩ける目安は、水深が膝下の高さとなる。

#### 5 その他

- 警戒活動（道路、橋梁等の交通規制）
- 防災関係機関の被災地への誘導案内
- 災害復旧活動

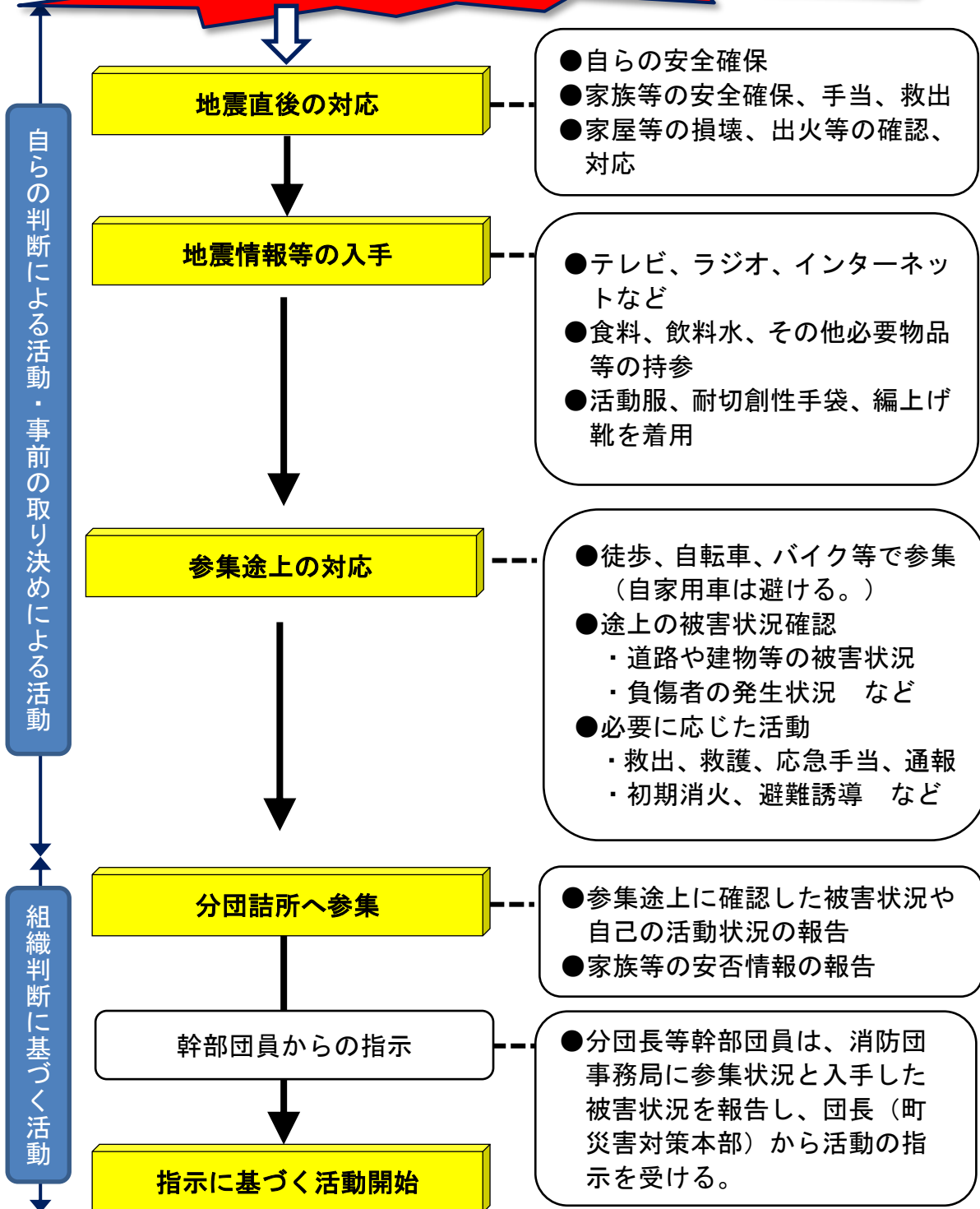
#### 6 活動報告

- 活動を終えた班の最上級団員は、「様式第4 災害活動報告書」に出動した日時、場所、活動内容等の情報をまとめて災害対策本部へ報告する。なお、報告書は1事案ごとに報告することとする。

# 第3編 地震編

## 第1章 個々の行動手順（基本パターン）

地震発生（震度5弱以上）



## 第2章 参集までの具体的な行動手順

### 1 地震発生直後

#### 【身の回りで対応】

- 自らの安全確保
- 家族、同僚等の安全確保（避難指示、避難誘導）及び応急手当、救出
- 自分の居る場所（自宅、職場など）及び近隣の被害状況把握、初期消火等の対応
- 大地震後の地震活動・同程度の地震や警報に基づく二次被害への注意喚起
- 近隣への出火防止等の呼びかけ（消火、ガスの元栓閉止、ブレーカー遮断など）

#### 【情報収集】

- テレビ、ラジオ、インターネット等による地震情報・警報等の確認
- 大治町メールサービスによる地震情報の確認
- 南海トラフ地震臨時情報（気象庁）

#### ポイント

- 地震発生後の火の始末や初期消火、また、生き埋めの救出については一刻も早く着手することが重要であり、まずは団員自らの居る場所及びその近隣において、出火防止（火の始末、ガスの元栓閉止、ブレーカーの遮断など）について呼びかけを行うとともに、火災が発生している場合は近隣住民に協力を求めて消火活動を行う。
- 倒壊した建物を発見した場合は、関係者と接触して要救助者の有無について確認を行い、救出の必要がある場合は、同様に近隣住民に協力を求め、また必要資機材の提供を求めて救出にあたる。

## 2 参集するにあたり

### 【町災害対策本部配備基準及び消防団員参集基準】

区分	配備時期	町職員配備要員	消防団参集の目安
第一非常配備	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 町内において震度4の地震が発生したとき。又はごく小規模の災害が発生したとき。</li> <li>2 東海地震に関連する調査情報(臨時)が発表されたとき。</li> <li>3 南海トラフ地震臨時情報が発表されたとき。</li> <li>4 上記以外で、町域に災害が発生するおそれのある場合又は小規模の災害が発生した場合で、町長が必要と認めるとき。</li> </ol>	各課の所要の職員及び宿日直者	招集なし
第二非常配備	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 警戒態勢相当規模の災害が発生するおそれがあるとき、または相当規模の災害が発生したとき。町内において震度5弱の地震が発生したとき。</li> <li>2 東海地震注意情報が発表されたとき。</li> <li>3 上記以外で、町域に相当規模の災害が発生するおそれのある場合又は相当規模の災害が発生した場合で、町長が必要と認めるとき。</li> </ol>	町災害対策本部の各部及び班の所要の人員	<p>正副消防団長の参集</p> <p>団長の招集判断のもと必要に応じ各分団長へ電話または大治町メールサービスにて招集</p> <p>※避難指示等の対象区域分団が招集</p>
第三非常配備	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 町内において震度5強以上の地震が発生したとき。</li> <li>2 東海地震予知情報が発表されたとき。</li> <li>3 警戒宣言が発せられたとき。</li> <li>4 上記以外で、町域に大規模な災害が発生するおそれのある場合又は大規模な災害が発生した場合で、町長が必要と認めるとき。</li> </ol>	<p>町災害対策本部の人員</p> <p>※全職員</p>	<p>団長の招集判断のもと各分団長へ電話または大治町メールサービスにて招集</p> <p>※全団員を招集</p>

### 【服装等】

- 活動服、雨具、耐切創性手袋、編上げ靴など。（消防団被服を着用できない場合は、肌を露出させないなど極力、安全性・活動性を考慮した服装とする。）
  - 食料や飲料水の持参
  - 情報収集・伝達のため、ラジオや携帯電話などの持参
  - その他（タオル、懐中電灯、メモ帳・筆記具、着替え、防寒衣など）
- ※ 参集に備え、日ごろから準備をしておく。

### 【参集手段】

- 徒歩、自転車、バイク等（自家用車は避ける。）

### 【参集場所】

- 正副消防団長・・・町災害対策本部（役場庁舎）
- 他団員・・・各分団詰所

### ポイント

- 乗用車による参集は、道路状況により参集途上の車両放置や渋滞を助長するおそれもある。また、参集場所に駐車場が確保できないことも考えられ、結果、参集遅延や緊急車両等の通行障害に繋がる可能性があるため、極力控えるものとする。
- 遠隔地に居るなどの理由で参集場所に参集できない場合は、極力、同僚団員等に連絡し、参集できない理由や安否状況を伝えることとする。
- 参集場所が被災した場合又は被災するおそれのある場合は、別に拠点を選定し、後から参集してくる団員のために、その旨を張り紙等により示しておく。

## 3 参集途上での活動

### 【情報収集、被害状況把握】

- 交通の状況（道路交通障害、橋梁損壊など）
- 施設の状況（建物損壊、火災、ガス漏れ、危険物の流出など）
- 地域の状況（閉じ込め、逃げ遅れ、負傷者の発生、液状化など）
- 避難場所、公共施設等の重要箇所の被害状況
- その他必要事項

## 【災害対応】

- 通報・駆込み等による消防署の出動要請
- 必要に応じ、初期消火、避難指示（広報）、避難誘導、救出、応急手当
- その他

### ポイント

- 団員が参集途上において行う情報収集や対応活動は極めて有効である。収集した情報は、その後の消防活動に大きく影響する可能性があることを団員一人ひとりが認識し、積極的に収集、報告等を行うことが重要である。
- 参集途上における消火・救出等の活動について、速やかに処置可能と判断できる場合や緊急を要する場合は、付近住民等の協力を得るなどして対応すべきであるが、それ以外の場合は、速やかに組織活動に移行するために、参集することを優先する。

## 4 参集場所に到着

- 参集状況、詰所の損壊状況の報告……………様式第2 参集者名簿
- 家族の安否や自宅の損壊状況の報告……………様式第2 参集者名簿
- 参集途上に把握した情報の報告……………様式第3 状況報告書+地図
- 参集途上で活動した場合の報告……………様式第4 災害活動報告書
- 活動拠点が被災により使用不能な場合は、代替活動拠点への移動
- 必要に応じた通報（関係機関への出動要請）

### ポイント

- 活動拠点が被災により使用できない場合を想定し、あらかじめ代替施設を取り決めること。
- 参集後、即活動開始ではなく、活動体制が整ったことを確認し、分団長又は最上級団員の指揮の下、活動を開始すること。

### 第3章 参集後の具体的な行動手順

#### 【班編成及び行動】

- 正副消防団長は、災害対策本部員として参集する。
- 各活動は、町災害対策本部からの活動要請により行うこととなるが、各分団の班編成は、参集状況（人数）や災害の規模・状況を考慮しながら、分団長等の裁量により柔軟に対応することも想定する。

（想定する班編成）

火災防ぎょ班・救助活動班・応急救護活動班・広報活動班・避難誘導班

#### 1 火災防ぎょ

- 火災の延焼方向に留意し、人命救助優先の活動を行う。
- 消火栓などは使用できないことが考えられることから、防火水槽や自然水利の利用をするが、海部東部消防組合が優先して使用するため連携して活動を行う。
- ポンプや必要資機材を搬送する際、必要に応じて付近住民に協力を求める。
- 消火活動を行う際には、延焼方向や建物の倒壊に留意するとともに、人命危険や延焼拡大危険の高い密集地域、また、医療施設や社会福祉施設、避難場所などの消火活動を優先する。
- 火災防ぎょ中や鎮火後においても、地震の揺れと火災の影響により倒壊する危険が高いことから、建物内への内部進入は極力行わないものとする。
- 消防力が劣勢である場合は、避難誘導を優先して活動を行う。

#### 2 救助活動

- 火災及び人命救助の事案が同時に発生した場合は、人命の安全確保を図る。
- 付近住民の人から不明者などの、必要な情報を収集する。
- 要救助者の状況によっては付近の住民の協力を求めるとともに、必要資機材（のこぎりやスコップ、はしご、ジャッキなど）の調達についても協力を求める。
- 建物内部に進入をするときは、倒壊危険に備えて角材やブロックステップチョークなどで補強したり、ロープによる固定を行う。
- 作業しやすい場所から除去・破壊を行う。
- 周囲の状況に留意するとともに、大地震後の地震活動・同程度の地震に警戒しながら活動を行う。

●高度な重機等による救出が必要な場合は、海部東部消防組合と連携しながら活動を行う。

### 3 応急救護活動

●負傷者に対して必要な応急手当を施すとともに、町災害対策本部が設置した応急救護所へ搬送する。また必要に応じて救急隊の要請を行う。

●血液や嘔吐物からの感染の恐れがあるため、自分の目や口を保護するとともに、出血や傷口等がある場合は直接触れないようにする。

●負傷者の応急手当や搬送、必要な資機材の搬送など、人手が必要な場合は付近の住民に協力を求める。

### 4 広報活動

●町災害対策本部からの要請により、各分団の積載車で「避難所、避難経路、応急給水拠点場所」等周知のための広報活動を実施する。

●運転者の他、アナウンスする団員を含む2名以上が乗車する。

●広報時の車両は、安全を確認した上で、停車又は徐行に近い速度でアナウンスする。

●アナウンスは車載拡声器でゆっくり、はっきり、大きな声で行う。

### 5 避難誘導

●避難者には、避難すべき理由（危険の状況）、経路及び避難先を伝達する。

●誘導にあたっては、危険と思われる経路は避け安全に避難できるよう努める。

●夜間においては、照明器具、誘導ロープ等を効果的に活用する。

●切れた電線、道路の陥没、上方からの落下物などに留意する。

●歩行不可能な者が居れば、住民等に協力を求め、担架等により搬送する。

### 6 活動報告

●活動を終えた班の最上級団員は、災害活動報告書（様式第4）に出動した日時、場所、活動内容等の情報をまとめて町災害対策本部へ報告する。なお、報告書は1事案ごとに報告することとする。

【各班単位での活動】

時間経過	町災害対策本部		分 団		
地震発生参集	<ul style="list-style-type: none"> <li>○参集団員からの情報収集、記録（団員やその家族等の被災状況、分団員の参集状況、管内被害状況、参集途上での活動状況、時系列記録など）</li> <li>○分団員への情報提供（参集団員からの収集情報、団員参集状況、団員活動状況など）</li> <li>○分団員等への活動指示</li> <li>○収集情報に基づく活動指示、通報、応援要請など</li> <li>○未参集分団員の安否確認</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>○分団長または最上級団員は参集状況、詰所の損壊状況、所属団員の家族の安否や自宅の損壊状況を確認し、様式第2「参集者名簿」に記載し、町災害対策本部へ提出する。</li> <li>○消防団員は参集途上に知りえた管内の被害状況とその発生場所を様式第3「状況報告書と地図」に記載し、分団長または最上級団員へ提出する。</li> <li>○参集途上で活動した団員は、様式第4「災害活動報告書」に記載し、分団長または最上級団員へ提出する。</li> <li>○分団長または最上級団員は様式第2から第4の書類を町災害対策本部へ提出し、災害対応の指示を受け、活動班の編成を行う。</li> </ul>		
2・3時間	<p style="text-align: center;">町災害対策本部 正副消防団長</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○団施設・装備等の被害状況確認</li> <li>○分団間の応援派遣の要否検討</li> <li>○他団への支援要請の要否検討</li> <li>○活動団員の疲労度等把握、休憩指示</li> <li>○必要資機材、燃料等の把握、調達</li> </ul>	<p style="text-align: center;">火災防ぎょ班</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○災害現場における消火、延焼防止活動</li> <li>○管内パトロールによる被害状況把握</li> </ul>	<p style="text-align: center;">救助活動班</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○災害現場における救助活動</li> <li>○管内パトロールによる被害状況把握</li> </ul>	<p style="text-align: center;">応急救護活動班</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○災害現場における救護活動</li> <li>○管内パトロールによる被害状況把握</li> </ul>	<p style="text-align: center;">避難誘導班</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○災害現場における避難誘導・広報活動</li> <li>○道路、橋梁等の交通規制</li> <li>○管内パトロールによる被害状況把握</li> </ul>

24時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>○活動長期化に備えた団員の活動ローテーション体制の確立</li> <li>○住民広報やパトロールの実施指示（通電開始、ガス開栓時）</li> <li>○活動内容の把握と検討・調整</li> </ul>	○上記活動の継続	○上記活動の継続	○上記活動の継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害現場における広報活動</li> <li>○道路、橋梁等の交通規制</li> <li>○管内パトロールによる被害状況把握</li> </ul>
------	---	----------	----------	----------	--

【初動からの優先順位】

活動内容	初動	3時間	1日目	3日目	4日目以降	他機関との連携
情報収集	◎	◎	◎	◎	◎	○
避難誘導・広報	◎	○	×	×	×	×
消火	◎	◎	◎	◎	◎	◎
救助活動	◎	◎	○	○	×	◎
捜索	×	×	○	◎	◎	×
瓦礫撤去	×	×	○	○	◎	○
交通整理	×	×	○	○	○	◎
応援隊との連携	×	×	○	○	◎	○
遺体搬送	×	×	○	○	◎	○
避難所支援	×	×	×	○	○	◎
物資搬送	×	×	×	○	○	◎

※凡例：◎＝原則として行う。○＝必要に応じて行う。×＝原則として行わない。

## 第4編 安全管理と活動のポイント

### 《安全管理の意義》

震災現場は、阪神・淡路大震災のように倒壊建物や道路の陥没などの危険要因が無数にあり、加えて、液状化し沈没したことによって浸水被害が発生することも想定される。さらに震災現場という異常な雰囲気により、心理も不安定な状況になることから事故発生の危険が高くなっている。

こうした中、「事故に遭遇しない」、「事故を起こさない」ように自分の身を守ることが最も重要であり、そのことがその後の消防活動において多くの人命を救出することに繋がることを認識しておく必要がある。

### 1 避難誘導

- 風向き、火災状況、道路状況等を考慮し、安全な避難経路を見極める。
- 住民に対し、避難方法、避難経路及び避難場所を説明し、安心感を与える。
- 切れた電線、道路の陥没、上方からの落下物などに留意する。
- 歩行不可能な者が居れば、住民等に協力を求め担架等により搬送する。
- 発令される警報や、大地震後の地震活動・同程度の地震などに注意する。
- 安全な箇所まで要する時間を把握しておく。

### 2 応急救護

- 負傷者を搬送する際は、負傷者に声掛けをしつつ、負傷部位の悪化、意識に変化はないかなど、容態の変化を観察しながら搬送する。また、救護所に引き継ぐ際は、その観察結果を簡潔に伝える。
- 止血を行う際は、傷口に清潔なガーゼやハンカチなどをあて、手で圧迫止血を行う。その際、感染を防ぐためにビニール袋などで手を覆って血液に触れないようにする。
- 負傷者の応急手当や搬送中に、負傷者が心肺停止に陥った場合は、早急に反応（意識）を確認し、呼吸、脈が全く感じられない場合は、胸骨圧迫と人工呼吸を行うとともに、119番通報する。また、付近住民に協力を求め、AEDの搬送や医師、看護師を呼んでもらう。

### 3 消火活動

- 放水を行う際は、他の部隊と対面放水にならないか確認し、燃え移る恐れのある方面に放水を行う。
- ポンプ操作は、筒先を持つ隊員の安全に直結するため、可搬ポンプの各計器類の変化で放水状態を予測し適正に操作を行う。
- 放水位置については、有毒な煙を吸う恐れがないか、落下物や倒壊による危険はないかを確認し、いざという時のための退路を確保する。

### 4 検索・救助

- 周囲の人から避難行動要支援者の有無や不明者など、必要情報を収集する。
- がれきの除去や破壊により建物が倒壊する恐れがあるので建物周辺で活動する際は注意する。
- 倒壊家屋等から救出を行う際は、爪付き油圧ジャッキ、救助用ブロックステップ、チョークなどの災害救助活動用資機材を活用し、不足する資機材は付近住民に協力を求める。
- 救助する際は、二次災害防止のため分団長または最上級団員が図る。
- 救助を必要とする者の状態を確認するとともに元気づけを行う。また、挫滅症候群（クラッシュシンドローム）を疑った場合は、海部東部消防組合に連絡をとって対応を依頼する。
- 災害時の救助活動において、同じ場所を違う活動班が検索するなど、活動の重複を防ぐため海部東部消防組合と統一化されている活動標示（マーキング）を行う。

#### 《挫滅症候群（クラッシュシンドローム）》

身体の一部が長時間挟まれるなどして圧迫された状態から解放後に起こる様々な症状のことを指し、最悪の場合、死亡してしまう。

#### 《活動標示（マーキング）》

検索救助を要する事案が多数発生し、複数の消防本部、その他関係機関が連携して検索救助活動を実施する場合で、安全かつ効率的な活動を行うため、建物等の危険情報、検索活動結果等を共有する必要がある場合に、活動標示（マーキング）を実施する。

## 5 現場指揮（分団長又は活動班の最上級団員）

- 現場をよく確認し、災害の推移を見極めて活動団員の安全確保に努める。
- 長時間作業による疲労に配慮し、休憩や任務分担の変更など安全管理の徹底を図る。
- 団員の士気やチームワークに配慮する。
- 警報や大地震後の地震活動・同程度の地震等に留意し、危険要素がある場合は活動団員を避難、撤退させる。
- 団員相互に安全管理を図るよう徹底させる。
- 多くの被災者が混乱状態で現場付近にいたことが予想されるので、言動には留意させる。
- 団員のみでの活動には固執せず、付近住民に協力を求めながら活動するよう周知する。また、必要資機材の調達についても同様とする。
- 特に緊急時においては、速やかに報告することを徹底させる。
- 海部東部消防組合と連携して活動を実施する際は、海部東部消防組合が現場指揮を取るため海部東部消防組合からの活動指示に従う。

（参考）東日本大震災の際に消防団員が行った活動（※消火や救助・救護の他）

- 所有重機による避難路・進入路の確保（瓦礫撤去）
- 遺体捜索・搬送
- 防犯のためのパトロール
- 避難所運営の支援
- 炊き出し
- 支援物資の搬送、配布
- 給水活動
- 高齢者宅への戸別訪問による安否確認
- 道路損壊箇所など危険箇所への安全コーンの設置
- 応援部隊の道案内
- 避難所・救護所における高齢者等のケアなど

**(参考) 震災と消防団員の公務災害**

東日本大震災で活動中に死亡した消防団員は198名と報告されており（公務災害として認定～平成24年3月31日現在）、その約6割が『避難誘導中』に被災している。

総務省消防庁が設置した検討会によると、この震災で消防団員が多く犠牲になった理由として、①想像を超えた津波、②危険が逼迫した状況での対応力を超えた任務、③情報の不足、④地域住民の防災意識の不足 が挙げられている。

また、平成7年に発生した阪神・淡路大震災では、不眠不休で作業をしていた消防団員1名が発災から9日後に心筋梗塞で死亡し公務災害認定を受けたほか、消防団活動中に6名の団員が受傷し、公務災害認定を受けている。

## 第5編 心のケア

### 《惨事ストレスについて》

その職務を通して、日常的に、トラウマを引き起こすような出来事やその被災者に接することで生じるストレスの一種を「惨事ストレス」と言う。消防団員をはじめ、消防士、警察官、自衛官、海上保安官、医師や看護師なども惨事ストレスを体験すると考えられている。

東日本大震災では、消防団員が多くの遺体の搜索や搬送、そして仲間の死に直面するなど、精神的に相当なストレスを受けた状態にあった。そうした惨事ストレスは、精神的、身体的、情動的及び行動的に影響を及ぼし、公私にわたって様々な障害をもたらすこととなる。

まずは惨事ストレスを理解するとともに、同じ体験をした仲間同士で話し合うことや、自分でリフレッシュすることがストレス解消のために必要となってくる。

### 1 惨事ストレスの原因

#### 【惨事ストレスを引き起こすような出来事】

- 子供や母子の死亡等、家族を思い出させるような悲惨な現場での活動
- 多数の死傷者が発生、又は著しい身体の損傷等、凄惨な現場での活動
- 非常に危険又は不安定・不明確な状況下で極度の不安や緊張感を伴う活動
- 同僚の死傷等、衝撃的な現場での活動
- 罵声を浴びるなどの衆人環視の中での活動            など

#### 【惨事ストレスを引き起こすような心境】

- 使命と責任がある・・・
- 弱音を吐くことはタブーだ・・・
- 社会的に期待されている・・・
- 災害現場から逃げられない・・・            など

## 2 惨事ストレス体験後の典型的な反応

災害、事件、事故などの現場で受ける衝撃により、被災者を支援する側も被災者と同じような影響が現れる。そのほとんどは、当たり前の反応であり、「異常な状況による正常な反応」と理解できる。例えば、悲惨な光景がなかなか頭から離れない、体験を思い出させるものに近づきたくない、気が高ぶってしまう、眠れなくなるなどの反応が見られる。

### 【トラウマ反応】

- 当時の場面を何かのきっかけで思いだし、嫌な気分になる。
- 出来事に関する悪夢を見る。
- 眠れない、イライラ、過敏、あるいは、これまで以上に注意深くなる。
- 出来事を思いだしそうな人、場所、状況を避ける。
- これまで楽しんでいたことを避ける。

### 【解離】

- 呆然としている。
- 記憶が途切れている。
- 感情が湧かない。

### 【自責感・生き残りの罪悪感】

- あの時～していれば、要救助者を助けることができたかも・・・
- 自分が無事であったことを責める。

### 【仕事に対する意欲の低下】

- これだけ～したのに、組織は・・・
- こんな思いをしているのに誰もわかってくれない。
- 仕事を辞めたいと思うことがしばしばある。
- こんなことになるのであれば必死に頑張らず適当にしておけばよかった。

### 【その他】

- うつ
  - ・ 気持ちのエネルギーが枯渇した状態
  - ・ 主な症状として、気分の落ち込み、活力及び意欲の低下、思考力及び集中力の低下、悲哀及び自信喪失、睡眠障害、肩こり、頭痛、自殺念慮、自殺企図などがある。
- アルコール問題
  - ・ 普段より極端に量が増える。
  - ・ 自分でお酒の量をコントロールできない。
  - ・ 家族や同僚がお酒の量や飲み方について心配する、注意する。

こうした反応のほとんどは一時的で、多くの人の場合は自然と回復していく。

しかし、中にはこうした反応が治まらず、イライラや意欲の低下が続き心身に不調をきたす場合が出てくる。

### 3 理解と解消法

惨事ストレスは、誰にでも起こり得る人間の正常な反応であることを理解することが必要となる。活動により怪我をするリスクがあることと同様に、惨事ストレスについても活動することにより発生するリスクの一つであると認識しておく必要がある。

個人差はあるので「自分は大丈夫だから、あの人も大丈夫だろう」とか、「皆、何ともなかったから、自分も何ともないだろう」とか、勝手な物差しで心の中を計ることは良くないことである。

#### (1) 心理的反応をよく理解する

惨事ストレスは誰もが影響を受ける可能性があり、その影響は「異常な状況に対する正常な反応」であることを理解する。

#### (2) 日常のペースを取り戻す

9割以上の人は専門家の助けがなくてもトラウマから回復すると言われている。自然な回復を促進させるには、日頃のペースを取り戻すことが大切である。十分な休息を取った後は、できるだけ日常業務をこなしていくことが重要である。

#### (3) 気分のリフレッシュを図る

問題の解決には至らなくても、少しの間、つらい気持ちを紛らわせることも大切である。趣味や適度な運動は気分のリフレッシュに効果的である。

#### (4) 家族や友人を大切にする

いざという時に頼れるのは家族や友人である。つらい時、詳細な業務内容について語らずとも、一緒に過ごすことだけで気持ちが晴れることもあり、同期や同僚に話を聞いてもらうだけでも楽になることがある。

#### (5) 専門家を利用する

火事現場や事故現場ではうまく立ち回れる団員も、メンタルヘルスに関する知識を十分には備えているとは言えない。眠れない、食べられない状態が続くようであれば医師に相談すること。ひとりで悩みや心配事を抱え込まず、精神科や心療内科等の専門家を上手に利用すること。かかりつけ医でも十分である。